

平成 25 年 12 月 18 日

## 地域活性化包括連携協定による取組事項

### 1 地産・地消の推進及び農林水産物等の開発・販売に関すること

- (1) 防府市が取り組む地産地消の推進に共に取り組みます。
- (2) 防府産の農水産物、加工品など地域産品を積極的に販売いたします。

### 2 防府市政情報の発信に関すること

- (1) 防府市内店舗でポスター、チラシの掲示やパンフレット等を設置するとともに、チラシ、店内放送等を活用した各種市政情報の周知への協力をします。

### 3 健康増進、食育、介護に関すること

- (1) 食育にかかわる料理提案や野菜摂取量増加に向けた取組などを推進します。
- (2) 家庭や学校における食育体験ツアーを利用した小学生・幼稚園・保育園児への食育推進活動を行います。
- (3) がん検診受診率向上へ向けた取組を実施します。

### 4 子ども・青少年育成に関すること

- (1) 防府市内の小中学生を対象に「職場見学」の受入れを行います。
- (2) 市内の中中学生・高校生を対象に「職場体験学習」の受入れを行います。
- (3) 店舗内に授乳施設「赤ちゃんの駅」を登録・設置するなど育児支援を行います。
- (4) 未成年者への「酒類」「たばこ」の販売禁止及び年齢確認を実施します。
- (5) 市内店舗において子育て政策に関する情報の提供を行います。

### 5 高齢者及び障害者への支援に関すること

- (1) ユニバーサルデザインを取り入れた店舗設計や商品表示をします。
- (2) 宅配サービスなど高齢者の買物支援活動を推進します。
- (3) 「認知症サポーター養成講座」を受講するなど、認知症高齢者を支援する地域づくりに参加・推進します。
- (4) 障害者雇用の場の確保を行います。

### 6 地域や暮らしの安全・安心及び災害対策に関すること

- (1) 災害時の物資の提供、災害時の臨時防災資機材配備場所として、店舗一部の提供に協力するとともに、災害時ボランティア支援への取組に協力します。
- (2) 災害時における消防活動等への補食・給水活動など物資調達へ協力します。

- (3) 交通安全、災害防止への啓蒙活動を推進します。
  - ・各種交通安全運動・キャンペーン期間、交通死亡事故多発緊急事態発令時に、交通安全に関する店内放送、店舗や駐車場を活用したキャンペーン活動、ポスター掲示、懸垂幕の掲示など交通事故防止の啓発に協力します。
- (4) 犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進します。
  - ・警察から依頼の地域顧客への安全情報の発信と提供をします。
- (5) 暴力団排除活動を推進します。
  - ・防府警察署等が実施する各種暴力団排除施策に協働で取り組むとともに、チラシ・ポスターの掲示、イベント会場の提供など広報啓発活動に協力します。

## **7 環境問題の対策に関すること**

- (1) レジ袋無料配布の中止、マイバスケット、マイバッグ持参によるレジ袋削減を継続します。
- (2) 路線バスの利用促進を図るため、店舗駐輪場の一部を開放し、サイクルアンドライドモデル店舗を設置します。
- (3) 容器包装類（アルミ缶・牛乳パック・食品トレイ・ペットボトル）の店頭回収を実施します。
- (4) 食品廃棄物を有効利用や食品ロス削減の取組みを進めます。

## **8 観光の振興に関すること**

- (1) 防府市の観光政策に協力します。
  - ・県内店舗において観光パンフレット等を設置します。

## **9 その他地域社会の活性化及び住民サービスの向上に関すること**

- (1) 地域及び県内からの雇用の促進を行います。
  - ・地元からの雇用を行います。
  - ・育児休職や勤務制度の導入により女性雇用の促進を行います。
- (2) 移動図書館車「わっしょい文庫」のステーションとしての駐車場一部を提供します。